著作権	判決年月日	令和5年3月23日 担当	知財高裁第4部
	事件番号	令和4年(ネ)第10102号	

○ 画像の投稿について著作権の侵害があることが明らかであり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 5 条に基づいて、投稿者と同じユーザ I D で、投稿前にログインした者の氏名又は名称、住所及び電話番号の開示を求めることができるとされた事例

(事件類型) 発信者情報開示、著作権 (結論)原判決取消

(関連条文) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(令和3年法律第27号による改正後のもの。)5条1項,3項,「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則」5条、著作権法2条1項1号、32条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和4年(ワ)第5572号判決

判 決 要 旨

1 事案の要旨

本件は、X(控訴人・原告)において、氏名不詳者(本件発信者)が令和3年11月25日23時24分のツイート(本件ツイート)によりツイッターに投稿した画像は、Xが著作権を有する文章(原告文章)に基づいて作成され、又はXが著作権を有する写真(原告写真)に基づいて作成されたものであり、本件ツイートの投稿により、原告文章及び原告写真に係るXの著作権(複製権及び公衆送信権)が侵害されたことが明らかであると主張して、ツイッター社から開示された同日8時02分27秒にされたログイン(本件ログイン1)に係る経由プロバイダであるY(被告・被控訴人)に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和3年法律第27号による改正前のもの。)4条1項に基づき、本件ツイートをした者に関する発信者情報(氏名又は名称、住所及び電話番号。本件発信者情報)の開示を求めた事案である。

原判決は、本件ツイートの前である同日14時29分34秒に本件ログイン2がされ、その更に前に本件ログイン1がされたものであり、本件ログイン1が、本件ツイートを投稿するためにしたログインである本件ログイン2と同程度に、本件ツイートの投稿と密接に関連していると評価することは困難である等として、Xの請求を棄却したので、Xが控訴を提起した。

なお、原判決後に、上記改正法が施行されており、裁判所は、改正法が適用されることを前提に判断した。

- 2 本件発信者情報が「特定発信者情報」(改正法 5 条 1 項柱書)に該当するかに ついて
 - (1) 発信者情報の開示が認められるログイン情報の送信については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則」(以下「改正規則」という。)5条柱書が侵害情報の送信との「相当の関連性」を有するものとして、幅のある文言としていることからすれば、「相当の関連性」の有無は、当該ログイン情報に係る送信と当該侵害情報に係る送信とが同一の発信者によるものである高度の蓋然性があることを前提として、開示請求を受けた特定電気通信役務提供者が保有する通信記録の保存状況を踏まえ、侵害情報に係る送信と保存されているログイン情報との時間的近接性の程度等の諸事情を総合勘案して判断されるべきであり、侵害情報の送信とログイン情報の送信との間に時間的に一定の間隔があることや、ログイン情報の送信が侵害情報の送信の直近になされたものではないことをもって、直ちに関連性が否定されるものではないというべきである。
 - (2) 本件ログイン1は本件ログイン2の約6時間前、本件ツイートの約15時間前にされたもので、そもそも時間的間隔も大きいものとはいえないこと、本件ログイン2に係るアイ・ピー・アドレスは、いわゆる変動型アドレスで、発信者を特定することは困難であり、当該ログイン情報に係る送信と当該侵害情報に係る送信とが同一の発信者によるものである高度の蓋然性を担保することは困難であると考えられること等に照らせば、本件における上記時間的間隔を重視することは相当でない一方、本件では本件ツイートを投稿した者と本件ログイン1をした者の同一性が明らかであるという事情がある。

そうすると、本件ログイン1の通信は、本件ツイートと相当の関連性を有し、 侵害関連通信(改正法5条3項)に当たるものと解するのが相当であり、本件 発信者情報は、特定発信者情報(改正法5条1項)に該当する。

2 本件ツイートの投稿により X の権利が侵害されたことが明らかであるかについて

原告文章は、その表現、順序など、誰が著作しても同様の表現になるものとはいえず、原告写真は、被写体の選択、構図、自己のポーズ等についてXの個性が認められ、いずれもXが自己の思想又は感情を創作的に表現したものとして著作物性が認められる。

Yは、本件各画像の掲載は、著作権法32条1項の適法な引用に当たる旨主張するが、本件ツイートは、全体としてみれば、興味本位にXの過去を掘り起こして公開し、そのプライバシーを侵害するものといわざるを得ず、正当な目的を有しているとは認め難いし、Y主張の目的を前提しても、原告文章全体である本件画像1や、本件画像2を掲載する必要は認められないから、いずれにしても、引

用の目的上正当な範囲で行われたものとはいえない。